

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 28日

香川県知事 殿

提出者

住 所 香川県三豊市詫間町詫間2112番地59

氏 名 四国日清食品株式会社

代表取締役社長 田所 一弘

電話番号 0875-83-3311



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	四国日清食品株式会社
事業場の所在地	香川県三豊市詫間町詫間2112番地59
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	冷凍調理食品製造業 [0995]
② 事業の規模	製品出荷額 7,006,500千円
③ 従業員数	195名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(平成34年度)実績】							単位:t	
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラ類	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず及び陶			
	排出量	2,848.03	522.71	151.47	1.96	0.13			
(これまでに実施した取組)									
①現状 フィルム、袋廃棄削減。排水量の削減、負荷の削減。									
	【目標】							単位:t	
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラ類	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず及び陶			
	排出量	2,390	510	148	1				
(今後実施する予定の取組)									
②計画 フィルム、袋廃棄削減。排水量の削減、負荷の削減。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 堆肥化処理していた動植物性残渣を、一部飼料化できるよう分別。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 堆肥化処理していた動植物性残渣を飼料化できるよう分別。
②計画	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(平成34年度)実績】							単位:t	
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラ類	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず及び陶		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラ類	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず及び陶		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)								
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
【前年度(平成34年度)実績】							単位:t	
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラ類	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず及び陶		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,496.90						
(これまでに実施した取組) 脱水による減量。								
②計画	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラ類	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,040						
(今後実施する予定の取組) 脱水による減量。								

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【目標】							単位:t
産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラ類	金属屑	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
全処理委託量	340	510	148	1			
優良認定処理業者への処理委託量				1			
再生利用業者への処理委託量	340	480		1			
認定熱回収業者への処理委託量							
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
(今後実施する予定の取組) 汚泥は堆肥化、残渣は発酵・乾燥、廃プラスチックは固化化燃料。							
※事務処理欄							